

# 全国一斉「アスベスト（石綿）被害」無料電話相談 —石綿新法3年を迎え、まだまだ救済されていない実態を受けて—

担当事務局 横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505  
(社)神奈川労災職業病センター 川本  
電話045-573-4289 F A X 045-575-1948  
Eメール [kawahiro@jca.apc.org](mailto:kawahiro@jca.apc.org)

3月23日（月）－24日（火） 午後1時から6時

フリーダイヤル 0120-631202

全国労働安全衛生センター連絡会議は、上記日程で日本全国どこからでも無料のフリーダイヤルで、労災職業病相談を中心に石綿被害の相談に応じるホットラインを開設します。同センターは、20年以上前から石綿使用禁止を訴えながら、その健康被害の相談活動を行ってきました。2006年3月の石綿健康被害救済法施行時に併せて実施した「石綿健康被害ホットライン」でも、全国で805件もの相談が寄せられました。

それから3年が経過し、たしかに厚生労働省の統計でも、石綿労災認定件数は激増しました。しかしながら、アスベスト関連疾患であるにもかかわらず、労災認定されない、あるいはばく露状況がはっきりしないために、労災認定も環境ばく露による救済もされていない事例が多数に上っています。

例えば、当センターがさまざまな統計資料を分析したところ、その9割以上が石綿が原因とされる中皮腫ですら、死亡者数の半分程度しか救済されていません（国はその検証すら怠っています）。さらに中皮腫の2倍とされる、石綿を原因とする肺がんについては、労災認定件数は中皮腫の半分に過ぎず、環境暴露による認定件数はたった数十件です。

これらの原因の一つが、縦割り行政です。私たちは総合的な石綿対策を進めるための基本法制定を求めてきましたが、実現していません。いまだに、建物で新たな石綿が発見されたなどというニュースが後を絶ちません。せっかく発見された建物の石綿も放置されたままであることが少なくありません。国の過去の責任を問うことも必要ですが、現在から将来に向けて、やるべきことがたくさんあります。

もう一つの原因が肺がん認定基準の不合理性です。長年石綿ばく露作業に従事してきたにもかかわらず、医学的資料が不足していることを理由にした、不支給決定が相次いでいます。また、石綿ばく露作業の実態を、かたくなに隠す企業が少なくありません。アスベスト製品製造メーカーはもちろんのこと、それを使用した企業の責任は言うまでもありません。企業との交渉や、誠意のない企業との裁判も各地で始まっています。

いずれにせよ、これまでに被害が明らかになった地域、職場は、被害者らがまとまって声を上げたことが出発点になっています。孤立しがちな被害者の相談をまとめる必要があります。なお、ホットラインの2日間は、その場に待機したスタッフが対応しますが、それ以降も、フリーダイヤルは常設化されており、各地のセンターなどが分担して、相談を受けております。

## 1. アスベスト新法でも救済の遅れ

上記のとおり、中皮腫すら救済が十分ではありません。国の周知事業も行われましたが、労災の可能性も含めて、自治体や労働基準監督署が連携して取り組むべきです。中皮腫と診断されているのに、細かな医学的データを求めるために、救済されないまま亡くなられる方が続出しました。長い時間がかかって審査会で支給されたケースもあります。専門家のこれまでの怠慢や不充分性が、患者や家族に押し付けられてはなりません。実際には、本人も家族も治療で精一杯で、なかなか申請手続きをしている余裕はありません。

## 2. 石綿肺がんはほとんど救済されていない

アスベストが社会問題化して、中皮腫という病気が非常に有名になりました。しかしながら、実は中皮腫が1件あれば、その2倍の石綿肺がんが発生することは、国際的にも専門家の共通認識なのですが、あまり知られていません。日本の肺がんの労災認定数は、逆に中皮腫の2分の1以下です。たしかに肺がんはいろいろな理由で発症するとされていますが、あまりにも労災認定件数が少な過ぎます。認定基準が厳しすぎることもあるのですが、そもそも請求件数が極めて少ないのです。アスベストばく露作業や被害実態が明らかになっていないために、遺族はもちろんのこと、ご本人がアスベストにばく露した認識のないことが少なくありません。医師がすぐにタバコのせいだと決め付けて、職歴などを十分に聴取していないことも原因のひとつです。

## 3. 企業、国はアスベスト被害の責任をとれ

石綿製品製造会社はもとより、造船所、旧国鉄などの使用メーカーが、労災被害者については、企業内上積み補償の制度化を進めつつあります。他の企業も、アスベスト被害者が加入する労働組合の交渉や裁判によって、賠償に応じています。しかし、現場を転々とした下請け労働者は、請求する企業が存在しないような例も少なくありません。国は自らの責任をあいまいにしたままです。企業や国はきちんとした賠償を行なうべきです。

## 4. 健康管理対策はまだまだこれから

健康管理についても、不十分極まりない状況です。国の健康管理手帳も交付するだけで、十分な説明がないという声が多数寄せられています。ひどい指定医療機関では「こんなのは大したことがない。もう来なくてもよい」などと不機嫌そうに告げるぐらいです。大企業の退職者の石綿健康診断もやりっぱなしのものが多く、十分な説明がありません。

## 5. アスベスト被害根絶にむけて

相談を受けるのは、各地域センターや労働組合の経験豊かなスタッフです。必要に応じてアスベスト被害に詳しい医師や弁護士、労働組合も紹介します。また、ホットラインの結果と、日常的な相談活動の結果を元に、厚生労働省などとの交渉も毎年実施しています。

全国労働安全衛生センター連絡会議 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
電話03-3636-3882 F A X 03-3636-3881 [メールjoshrc@jca.apc.org](mailto:joshrc@jca.apc.org)

## 各地のホットライン参加団体

(NPO) 東京労働安全衛生センター  
東京都江東区亀戸 7-10-1Z ビル 5 階  
電話 03-3683-9765 F A X 03-3683-9766 メール [center@toshc.org](mailto:center@toshc.org)

八王子労働安全衛生ネットワーク  
八王子勤労者市民センター気付  
八王子市八幡町 14-13 勤労福祉会館内 電話 0426-24-4725 FAX0426-24-2881  
当日連絡先は、西東京バス労働組合  
八王子市明神町 2-5-9 電話 042-642-8766  
臨時電話 0426567446

ぐんま労働安全衛生センター  
群馬県高崎市下和田町 5-2-14  
電話 027-322-4545 FAX027-322-4540 メール [qm3c-sry@asahi-net.or.jp](mailto:qm3c-sry@asahi-net.or.jp)

埼玉ユニオン  
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 3-6-1 植村ビル C 号  
電話 048-835-2730 FAX048-835-2731

新潟安全衛生センター  
新潟市東堀通 2-481  
電話 025-228-2127 F A X 042-224-8825 メール [KFR00474@nifty.ne.jp](mailto:KFR00474@nifty.ne.jp)

(社) 神奈川労災職業病センター  
横浜市鶴見区豊岡町 20-9 サンコーボ豊岡 505  
電話 045-573-4289 F A X045-575-1948 メール [k-oshc@jca.apc.org](mailto:k-oshc@jca.apc.org)

名古屋労災職業病研究会  
名古屋市昭和区山手通 5-33-1  
電話 052-837-7420 F A X052-837-7420 メール [roushokuken@be.to](mailto:roushokuken@be.to)

京都労働安全衛生連絡会議  
京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシヤス梅垣ビル 1F  
電話 075-691-6191 F A X075-691-6145 [kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp)

関西労働者安全センター  
大阪市中央区内本町 1-2-13 ばんらいビル 602  
電話 06-6943-1527 F A X06-6942-0278 メール [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)

ひょうご労働安全衛生センター  
神戸市中央区雲井通 1-1-1 212 号  
電話& F A X078-251-1172 メール [hyogounion@rouge.plala.or.jp](mailto:hyogounion@rouge.plala.or.jp)

広島労働安全衛生センター  
広島市南区稲荷町 5-4 山田ビル  
電話&FAX082-264-4110 メール [hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp](mailto:hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp)

(NPO) 愛媛労働安全衛生センター  
愛媛県新居浜市新田町一丁目 8-15  
電話 0897-34-0900 FAX 0897-34-5667  
メール [npo\\_eoshc@yahoo.co.jp](mailto:npo_eoshc@yahoo.co.jp)

えひめ社会文化会館労災職業病相談室  
愛媛県松山市宮田町 8-6  
電話 089-931-8001 F A X089-941-6079

(NPO) 徳島労働安全衛生センター  
徳島市昭和町 3-55-1 徳島県労働福祉会館内  
電話 088-623-6362 F A X088-655-4113 メール [info@tokushima.jtuc-rengo.jp](mailto:info@tokushima.jtuc-rengo.jp)

(財) 高知県労働安全衛生センター  
高知市薊野北町 3-2-28  
電話 0888-45-3953 F A X0888-45-3953

連合福岡ユニオン  
福岡市博多区店屋町 6-5 小松ビル 1 階  
電話 092-273-2114 FAX092-273-2160 メール [fukuuni@hyper.ocn.ne.jp](mailto:fukuuni@hyper.ocn.ne.jp)

鹿児島労働安全衛生センター準備会  
鹿児島県姶良郡加治木町本町 403 有明ビル 2F

電話 0995-63-1700 F A X 0995-63-1701 メール [auion@po.synapse.ne.jp](mailto:auion@po.synapse.ne.jp)

沖縄アスベスト労災職業病相談センター  
沖縄県宜野湾市伊佐 4-5-16 沖縄駐留軍離職者対策センター  
電話 098-898-2577